

京都市外国人介護人材受入支援事業実施要綱

(目的)

第1条 京都市外国人介護人材受入支援事業（以下「本事業」という。）は、介護技能の向上のための初歩的な知識を習得する集合研修等の実施により外国人介護人材の円滑な就労・定着を図り、もって本市内の介護サービスが安定的に提供されることを目的とする。

(実施方法)

第2条 本事業の実施については、公益法人等（以下「受託団体」という。）に委託することができる。

(事業内容)

第3条 本事業の内容は、以下のとおりとする。

(1) 外国人介護人材を対象にした集合研修（以下「集合研修」という。）の実施

①対象者

本市内の介護保険事業所等に就労している在留資格が「技能実習」又は「特定技能」の外国人介護人材。

②研修方法及び研修内容

「外国人介護人材受入環境整備事業の実施について」（令和2年3月27日改正社援発0327第9号厚生労働省社会・援護局長通知）の定めに従い実施するものとする。

(2) 外国人介護人材受入施設等の職員を対象にした研修の実施

①対象者

本市内の介護保険事業所等の中で、外国人介護人材の受入施設（受入予定施設等を含む）の職員。

②研修方法及び研修内容

「外国人介護人材受入環境整備事業の実施について」（令和2年3月27日改正社援発0327第9号厚生労働省社会・援護局長通知）の定めに従い実施するものとする。

(受講手続)

第4条 集合研修の受講希望者は、京都市長（以下「市長」という。）に受講申込書を書面等で提出し、市長は、受講希望者の受講資格等を確認のうえ、受講を認めるものとする。

(修了証書)

第5条 市長は、集合研修の研修修了者に別紙第1号様式による修了証書を交付するとともに、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し管理する。なお、研修修了者とは、研修の全日程の8割以上出席し、市長が研修修了者にふさわしい能力があると認めた者とする。

(費用負担)

第6条 市長は、予算の範囲内において本事業を実施するものとし、委託契約に基づき、受託団体に対して本事業の実施に必要な費用を委託料として支払うものとする。

2 本事業の受講に係る費用は、無料とする。ただし、受託団体は、本事業の実施に必要な費用のうち、実費相当分について受講者から徴収できるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、所管部長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

(第1号様式)

修了証書 第 号

氏名

生年月日 年 月 日

あなたは、京都市外国人介護人材受入支援事業の集合研修を
修了したことを証します。

年 月 日

京都市長 印